

大阪広域環境施設組合規則第 2 号

大阪広域環境施設組合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合情報公開条例施行規則（平成 27 年規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(<u>公文書の公開の実施方法</u>)</p> <p><u>第 10 条 条例第 14 条の文書又は図画（以下この項において「文書等」という。）の公開の実施方法のうち写しの交付の方法は、次の各号のいずれかの方法とする。</u></p> <p><u>(1) 文書等を用紙に複写したもの（当該文書等の一部を非公開とする場合にあっては、当該複写したものに非公開とする情報が開示されない措置を施したものの。次号において同じ。）の交付</u></p> <p><u>(2) 文書等を用紙に複写したものの内容を情報として記録した光ディスクの交付又は当該複写したものの内容を情報として記録した電磁的記録の送信（電磁的記録に記録された情報を電子メールにより送信することをいう。以下この項及び第 3 項において同じ。）</u></p> <p><u>(3) 文書等の内容を情報として記録した電磁的記録（当該文書等の一部を非公開とする場合にあっては、当該電磁的記録であって非公開とする情報が開示され</u></p>	<p>(<u>電磁的記録の公開の実施方法</u>)</p> <p><u>第 10 条 条例第 14 条の閲覧に準ずるものとして管理者が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、公開請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。</u></p> <p>(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取</p> <p>(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴</p> <p>(3) 電磁的記録（前 2 号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第 3 号において同じ。） 次に掲げる方法のいずれか</p> <p>ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧</p> <p>イ 当該電磁的記録をディスプレイに出</p>

ない措置を施したもの。以下この号において同じ。）に記録された情報を用紙に出力したものの交付、当該情報を記録した光ディスクの交付又は当該電磁的記録の送信

2 条例第 14 条の電磁的記録の公開の実施方法のうち閲覧に準ずるものとして管理者が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に定める方法にあつては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、公開請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

(1) 音声を記録した電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの聴取

(2) 画像及び音声を記録した電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生し又は映写したものの視聴

(3) 前各号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げるいずれかの方法

ア 当該電磁的記録に記録された情報を用紙に出力したもの（当該電磁的記録に記録された情報の一部を非公開とする場合にあつては、当該出力したものに非公開とする情報が開示されない措置を施したもの）の閲覧

イ 当該電磁的記録（当該電磁的記録に記録された情報の一部を非公開とする場合にあつては、当該電磁的記録を

力したものの視聴

2 条例第 14 条の写しの交付に準ずるものとして管理者が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、公開請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができることに限る。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付

イ 当該電磁的記録を幅 90 ミリメートルのフロッピーディスクに複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を直径 120 ミリメートルの光ディスクに複写したものの交付

複製した電磁的記録であって非公開とする情報が開示されない措置を施したものを専用機器により再生し又は映写したものの閲覧

3 条例第 14 条の電磁的記録の公開の実施方法のうち写しの交付に準ずるものとして管理者が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第 1 号及び第 2 号に定める方法にあつては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合で、公開請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができるときに限る。

(1) 音声を記録した電磁的記録 当該電磁的記録の交付(電磁的記録に記録された情報を記録した光ディスクを交付することをいう。次号において同じ。)又は送信

(2) 画像及び音声を記録した電磁的記録 当該電磁的記録の交付又は送信

(3) 前各号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げるいずれかの方法

ア 当該電磁的記録に記録された情報を用紙に出力したもの(当該電磁的記録に記録された情報の一部を非公開とする場合にあつては、当該出力したものに非公開とする情報が開示されない措置を施したもの。以下アにおいて同じ。)の交付、当該出力したものの内容を情報として記録した光ディスクの交付又は当該出力したものの内

<p style="text-align: center;"><u>容を情報として記録した電磁的記録 の送信</u></p> <p>イ <u>当該電磁的記録(当該電磁的記録に 記録された情報の一部を非公開とす る場合にあつては、当該電磁的記録を 複製した電磁的記録であつて非公開 とする情報が開示されない措置を施 したもの。以下イにおいて同じ。)に記 録された情報を用紙に出力したもの の交付、当該情報を記録した光ディス クの交付又は当該電磁的記録の送信</u></p> <p><u>第1号様式</u> (第3条関係)</p> <p>[様式 別紙2 挿入]</p>	<p style="text-align: center;"><u>第1号様式</u> (第3条関係)</p> <p>[様式 別紙1 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部 分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大阪広域環境施設組合情報公開条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後にされた大阪広域環境施設組合情報公開条例(平成27年条例第7号)第5条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)に係る同条例第14条の規定による公開の実施(以下「公開の実施」という。)について適用し、同日前にされた公開請求に係る公開の実施については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の大阪広域環境施設組合情報公開条例施行規則第1号様式による用紙は、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合情報公開条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

公 開 請 求 書

年 月 日

(提出先) 実施機関

公開請求者

住所又は居所 〒

〔法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地〕

氏名及び連絡先

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名並
びに担当者の氏名及び連絡先〕

電話番号()

大阪広域環境施設組合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求
します。

請求する公文書 の件名又は内容	
公開の実施方法 の区分	<p>1 文書又は図画の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 両面印刷を希望</p> <p><input type="checkbox"/> 片面印刷を希望</p> <p>2 電磁的記録の場合</p> <p>ア 閲覧に準ずる方法</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの聴取又は視聴</p> <p>イ 写しの交付に準ずる方法</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付</p> <p><input type="checkbox"/> フロッピーディスクに複写したものの交付</p> <p><input type="checkbox"/> 光ディスクに複写したものの交付</p> <p><input type="checkbox"/> 録音テープに複写したものの交付</p> <p><input type="checkbox"/> ビデオテープに複写したものの交付</p> <p>3 実施場所等の希望</p> <p><input type="checkbox"/> 本庁舎会議室での公開</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送</p>
※担 当	(電話番号)

注 1 各欄に必要な事項を記入し、又は該当する□にレを付けてください。
2 ※印の欄については、記入しないでください。
3 電磁的記録については、用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付に限らせていただく場合があります。

